

その他の行為毎の基準

<設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい>

1 土地の区画形質の変更	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
<input type="checkbox"/> 造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更に伴い擁壁を設置する場合は「2 擁壁」の基準を準用する。		<input type="checkbox"/>

2 擁壁	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
<input type="checkbox"/> 緑豊かな斜面地景観を大切に、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたり、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 周辺から望見される擁壁は、自然石の使用や自然石調などの仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 傾斜地における棚田や段々畑など、周辺に石垣や石積みの用いられている地域などにおいては、擁壁や法面に、積極的に地域の石積みの工法を取り入れ、地域性を継承するよう努める。		<input type="checkbox"/>

3 屋外における物品等の集積又は貯蔵	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
<input type="checkbox"/> 物品や廃棄物等の集積又は貯蔵は、極力屋外を避け、やむを得ず屋外に集積等を行う場合は、周辺の景観を乱さないよう高さ・配置に配慮し、積み上げ方を整然とする。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 周辺から目立たないように生垣等により遮蔽に努める。		<input type="checkbox"/>

4 木竹の伐採又は植栽	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
<input type="checkbox"/> 道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植栽や周辺でよく用いられている植樹の活用等、地域性を考慮し、景観類型地区ごとにふさわしいゆとり空間の創出に配慮する。		<input type="checkbox"/>

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。